

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇告示 土地改良区役員の退任及び就任  
牛の肝てつ検査及び駆除の実施  
収入証紙小売さばき人の氏名変更

## 告示

### 鳥取県告示第四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員の退任及び就任の届出があつた。

昭和三十四年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 国分寺土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	横河 莊吉	岩美郡国府町大字国分寺四七
"	加藤 茂実	"
"	安木 光吉	国分寺 二四
"	安木 正実	"
"	藤田 武夫	国分寺 五二
"	福田 親政	"
"	寺坂 泰	一一五ノ一 七七
"	安木 薫	"
"	米村 巖	国分寺 三七
"	佐々木 茂	鳥取市東今在家 一七八
"	有本 貞雄	" 一五四
監事	馬場 治美	岩美郡国府町大字国分寺
"	佐野 正巳	鳥取市東今在家
"	河村 稔	岩美郡国府町大字国分寺
"	安木 慶孝	"

就任した役員の氏名及び住所

理事 横河 莊吉 岩美郡国府町大字国分寺四七  
 安木 正美 " " 五二  
 加藤 茂美 " " 二四  
 安木 薫 " " 三七  
 寺坂 泰 " " 一一五ノ一  
 福田 親政 " " 七七  
 西村 利直 " " 一一五  
 河村 健一 " " 四六  
 加藤 和夫 " " 五〇  
 有本 貞夫 鳥取市東在家一五四  
 佐々木 茂 " " 一七八  
 監事 安木 繁雄 岩美郡国府町大字国分寺五九  
 佐野 貞雄 鳥取市東在家一五〇  
 河村 稔 岩美郡国府町大字国分寺  
 安木 慶孝 " " " " " "

昭和三十三年九月十日通常総会において総選挙の結果  
 当選し、同日就任、任期二年

**鳥取県告示第五号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条  
 第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が  
 退任及び就任した旨届出があつた。  
 昭和三十四年一月十三日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 吉岡温泉町土地改良区  
 退任した役員の氏名及び住所  
 理事 植谷 正昇 鳥取市吉岡温泉町一四一  
 清水 隆政 " " 六七六  
 長本 文一 " " 四七〇  
 富吉 政治 " " 四七四  
 富吉 安治 " " 妙徳寺二  
 就任した役員の氏名及び住所  
 理事 植谷 正昇 鳥取市吉岡温泉町一四一  
 清水 隆政 " " 六七六  
 長本 文一 " " 四七〇  
 富吉 政治 " " 四七四

" 富吉 安治 " 妙徳寺二  
 昭和三十一年三月二十六日通常総会において総選挙の  
 結果当選し、三月二十六日就任、任期二年  
 退任した役員の氏名及び住所  
 理事 植谷 正昇 鳥取市吉岡温泉町一四一  
 清水 隆政 " " 六七六  
 長本 文一 " " 四七〇  
 富吉 政治 " " 四七四  
 富吉 安治 " " 妙徳寺二  
 就任した役員の氏名及び住所  
 理事 植谷 正昇 鳥取市吉岡温泉町一四一  
 清水 隆政 " " 六七六  
 井上 信次 " " 六三六  
 岩崎 英一 " " 七八九  
 佐々木光男 " " 六三四ノ一

昭和三十三年三月二十六日通常総会において総選挙の  
 結果当選し、三月二十六日就任、任期二年

**鳥取県告示第六号**  
 次のように牛の肝てつ、検査及び駆除を実施するから、家  
 畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六  
 条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をう  
 けることを命ずる。  
 昭和三十四年一月十三日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 一 実施の目的 肝てつ、予防のため  
 二 実施の区域 別表のとおり  
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 牛。ただし、生後三箇月以内、分べん前後一箇月以内  
 のものを除く。  
 四 実施の期日 別表のとおり  
 五 検査及び注射駆除の方法  
 肝てつ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法  
 肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与  
 別表

実施期日	実施区域	実施場所
一月 八日	西伯郡日吉津村	日吉津家畜検診場
" "	米子市(成実)	成実"
" 九日	" (尙徳)	尙徳"
" "	" (成実)	成実"
" 十日	" (尙徳)	尙徳"
" "	" (巖)	巖"
" 十二日	西伯郡西伯町(法勝寺)	法勝寺"
" 十三日	" "	" "
" 十六日	" (上長田)	上長田"
" 十九日	" (東長田)	東長田"
" "	" (天津)	天津"
" 二十日	" "	" "
" 二十一日	" (大園)	大園"
" 二十二日	米子市(春日)	春日"
" 二十三日	西伯郡伯仙町(大高)	大高"
" 二十四日	" "	" "
" 二十六日	" (県)	県"

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

〃二十七日 〃 〃 〃 〃

鳥取県告示第七号

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定により指定した小売さばき人の氏名に次のような変更があつた。

昭和三十四年一月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号	氏名	小売さばき場所	変更年月日
三〇二	鳥取県職員組合倉吉支部 土木出張所支部長 長棟 秀	倉吉市巖城	昭和三十三年十一月二十九日
新	鳥取県職員組合倉吉支部 支部長 沢田良作		

鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 印刷所